

伊豆地域における有料道路事業

伊豆中央道・修善寺道路の料金徴収期限の延長

国道414号静浦バイパスへの有料道路事業の導入

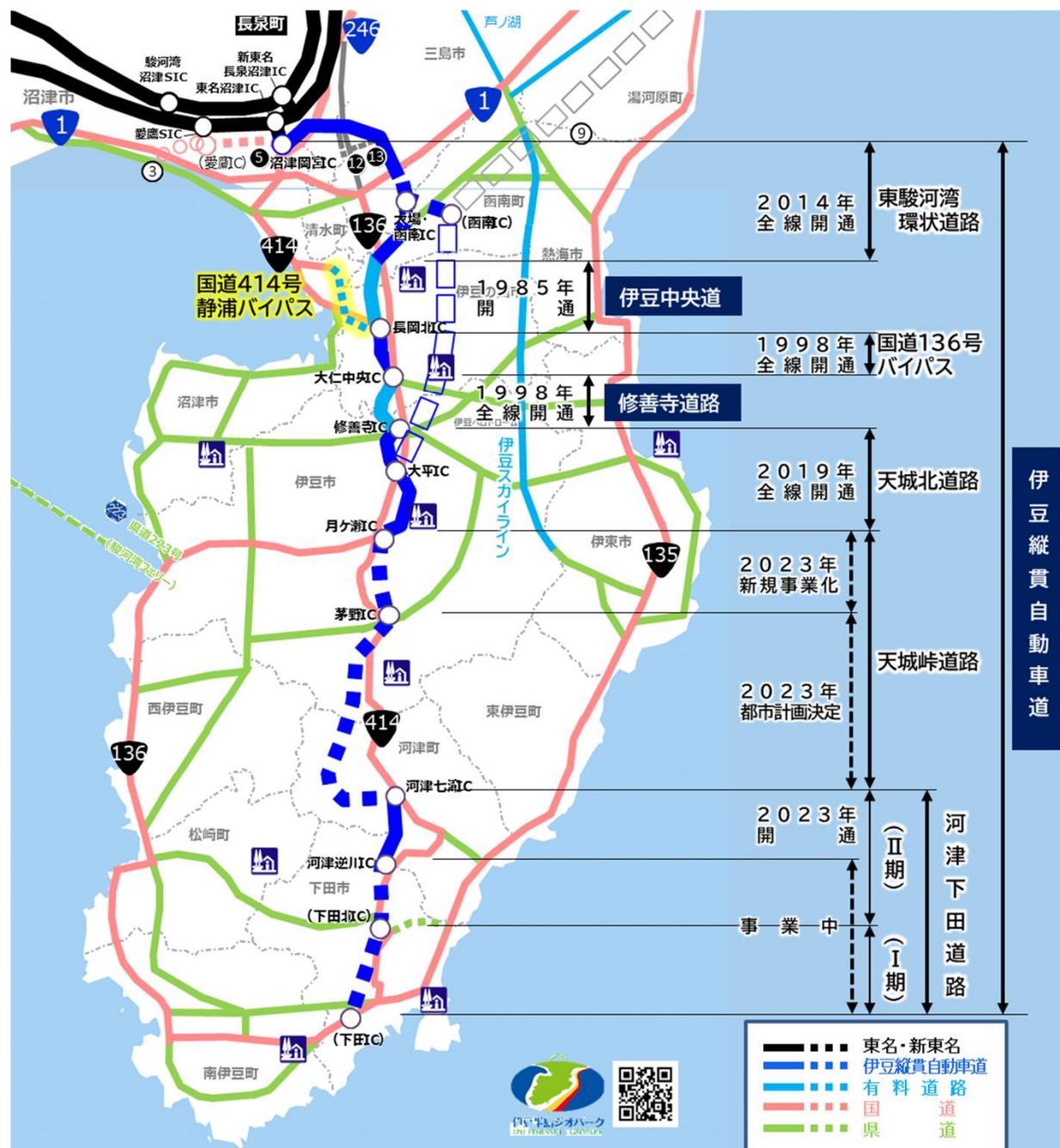
1. 伊豆地域の道路ネットワーク

伊豆縦貫自動車道

- 経済活動、観光振興、救急搬送など、重要な役割を担う
- 大規模災害時には「命の道」として、救助活動や物資輸送を支える
- 着実に整備が進められている

伊豆中央道・修善寺道路

- 伊豆縦貫自動車道と一体となって基幹道路としての役割を担う



2. 伊豆地域における道路の現状と課題

伊豆中央道・修善寺道路

- 広域道路ネットワークの整備により、交通量が増加し、渋滞が発生
- 橋梁、トンネルなど大規模な構造物が多く、適切な維持管理・老朽化対策が必要



このままR5.10月に無料化した場合、更なる渋滞の発生が懸念されるとともに、維持管理等のための予算が別途必要

伊豆中央道・修善寺道路の交通量



伊豆地域における渋滞状況



伊豆中央道・修善寺道路の道路施設状況



- 橋梁、トンネルなど大規模な構造物が多い
(伊豆中央道) 橋梁7橋 トンネル1本
(修善寺道路) 橋梁9橋 トンネル1本
- 特に、伊豆中央道は建設から約40年が経過

出典：静岡県道路交通渋滞対策推進協議会資料

3. 対応方針

- 伊豆中央道・修善寺道路の料金徴収期限の延長（約33年5箇月延長）
 - ⇒ 伊豆地域の基幹道路として、高速性・定時性の確保、適切な維持管理
- 国道414号静浦バイパスへの有料道路事業の導入（整備期間：約40年⇒15年）
 - ⇒ 交通分散による混雑緩和、整備期間の短縮
- 伊豆中央道・修善寺道路、静浦バイパスにプール制を導入（3道路を一つの道路として料金徴収）
- ETCの導入、新たな料金割引の検討
 - ⇒ 利用者の利便性向上

< 料金徴収期限 >

	伊豆中央道	修善寺道路	静浦バイパス (未整備区間)
当初	H27.3.31	R7.8.24	—
H26～	R5.10.2 伊豆中央道・修善寺道路にプール制導入		—
R5.10～	R39.3.8 上記2道路に静浦バイパスを加えた3道路にプール制を導入※		

< ※手続きの流れ >

- 6月 静岡県議会6月定例会に関連議案を提出、可決
- 8月末 事業計画等の変更は、国土交通省から全て許可（変更申請は道路公社が実施）
- 10月～ 料金徴収期限の延長開始

4. 対応方針（概要図）

国道414号静浦BP

延長：6.9km
 供用区間：2.5km
 （第1期区間R5.3開通）
 未整備区間：4.4km

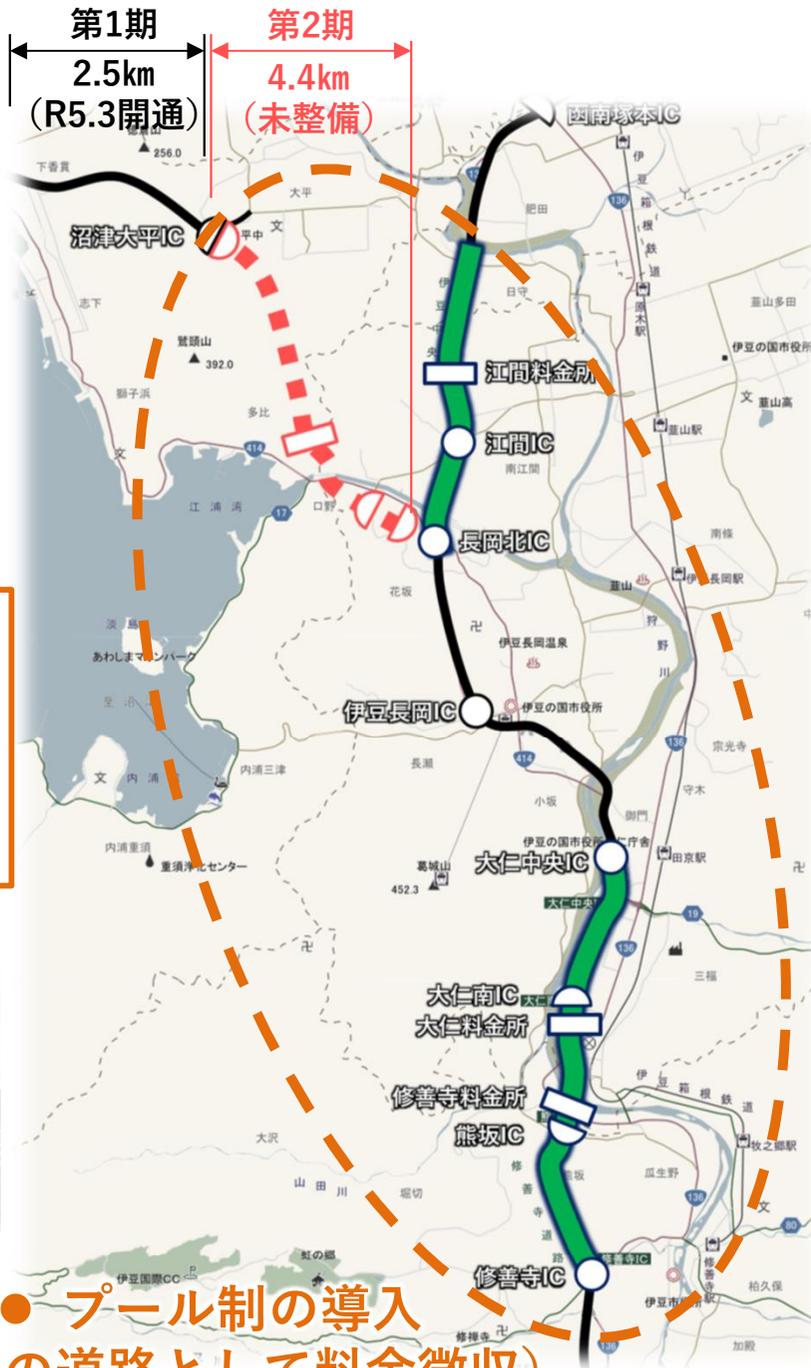
- 有料道路事業の導入
- 徴収期限：R39.3.8
 （整備期間：約40年⇒15年）

<参考>



※ 第1期工区 = 28年間（H6～R5）

- プール制の導入
 （一つの道路として料金徴収）



伊豆中央道

延長：3.0km
 供用開始：S60.4.1
 徴収期限：R5.10.2

- 徴収期限をR39.3.8へ延長
- ETCの導入
- 新たな料金割引の検討

修善寺道路

延長：4.8km
 供用開始：H10.3.26
 徴収期限：R5.10.2

5. 【参考】道路整備特別措置法の改正（令和5年6月）

○ 法改正により、プール制※の対象に未供用の道路を追加

※プール制：複数の道路を1つの道路として料金徴収する制度

道路整備特別措置法（抜粋）

公布・施行日：令和5年6月7日

第10条 地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築

地方道路公社は、一般国道、都道府県道又は市町村道について、道路法による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

第11条 地方道路公社の行う料金の徴収の特例

地方道路公社は、前条第一項の許可を受けた二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

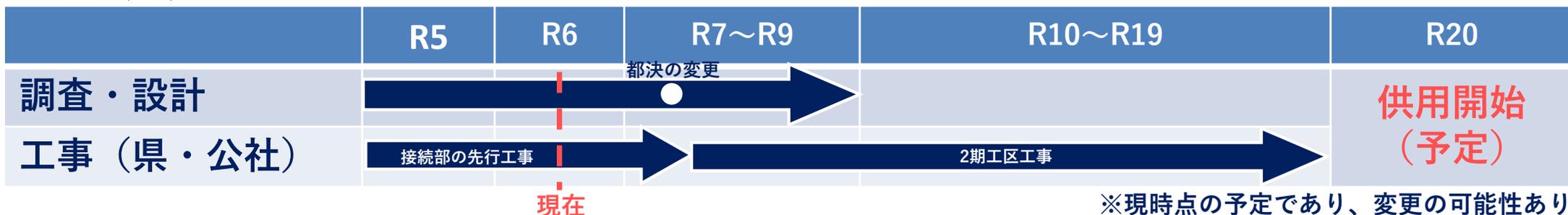
- 1 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。
- 2 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

6. 現在の取組状況

① 国道414号静浦バイパスの事業推進【完成予定：令和19年度末】

- 昨年度は、道路設計や地質調査を実施するとともに、供用済区間との接続部において、地盤改良や橋梁下部工事を先行実施
- 今年度は、令和7年度までの都市計画決定の変更を目指し、引き続き、道路予備設計や、トンネル予備設計等を実施

工程（案）



6. 現在の取組状況

② ETCの導入【完成予定：令和8年度末】

- これまでに、県道路公社と高速道路会社で、システム全体の検討を行う概略検討業務や、全体工程等を検討する基本計画検討業務を実施
- 本年8月には、ETC導入に伴う役割分担を定めた基本協定を締結
- 今後は、設計協定を締結し、詳細設計に着手する予定

工程（案）

	R5	R6	R7~R8	R9
概略検討業務	→			
基本計画検討業務		→		
詳細設計			→	
工事				→

現在

※現時点の予定であり、変更の可能性あり

(伊豆中央道・修善寺道路)
運用開始
(予定)

< ETCX >



出典：ETCソリューションズ(株)HP

< ETC >



出典：国土交通省HP

6. 現在の取組状況

③ 新たな料金割引の導入

- 現在の料金徴収システムETCXについて、昨年10月から100回利用で5割引となる新たな料金割引を導入（従来：160回利用で5割引）
- 回数券の販売箇所は、従来の料金所（5箇所）、伊豆市・伊豆の国市庁舎に加え、伊東市・下田市・西伊豆町庁舎を追加
- ETCを活用した料金の割引については、高速道路会社と実現可能性を確認

伊豆中央道・修善寺道路の利便性向上：新たな料金割引

ETCXをご利用いただいた場合、100回の利用で5割引となる新たな料金割引を昨年10月1日からスタートしました。長寿をお楽しみください。

伊豆中央道・修善寺道路
ETCX 新料金割引&キャンペーン
～令和5年10月1日から開始！～

新料金割引スタート! ■ 「いずトクX100」割引 (※100回利用・5割引) **専用申込必要**

ETCX規定で、100回分の通行料金(総額)が5割引となる「いずトクX100」割引を開始しています。
【段階的割引方式】、「電子回数券方式」の2種類からお選びいただけます。 詳細はコチラ▶

1 段階的割引方式 (利用回数が増えるほど、割引率がアップ!)

利用回数	割引率	割引額
100回	5%	1,000円
200回	10%	2,000円
300回	15%	3,000円
400回	20%	4,000円
500回	25%	5,000円

【注】累計100回分の通行後、カウントは自動的に1回目に戻ります。

2 電子回数券方式 (50回分の料金前払いにより、100回分通行できます!)

【注】回数券の残高は、ETCXの残高と連動します。

交換キャンペーン! ■ 回数券→ETCX乗換キャンペーン **専用申込必要**

ETCXの利用・割引活用を希望されるお客様で回数券をお持ちの方でも、安心してお臂にETCXに移行できるよう、「回数券→ETCX乗換キャンペーン」を実施しています。(※キャンペーンの適用は、お1人様1回限り!)

キャンペーン 1 ETCX登録者の回数券払戻し手数料を**無料に!** 所定の申込手続きにより、払戻時に必要となる手数料(回数券残額の10%)を無料にします。 詳細はコチラ▶

キャンペーン 2 回数券を払い戻したETCX登録者全員に、ETCX**無料通行10回分プレゼント!** ETCX無料通行10回分をシステム上で付与します。(キャンペーン期間:令和5年9月30日まで)

キャンペーン 3 回数券を払い戻したETCX登録者に、抽選で**QUOカードPayプレゼント!** 毎日10名様にQUOカードPay1,000円分が当たります。(キャンペーン期間:令和5年9月30日まで)

静岡県道路公社
http://www.etc-troad.jp/ ● 本社最新鋭企画課 電話: 054-254-3424(午前8:30~17:15)
〒420-0863 静岡市葵区浜中町13番号 ● 本部管理センター 電話: 0556-76-5716(午前8:30~17:15)

ETCX登録者
のみなさまへ
ETCXのサービス
をぜひ活用ください